長子支第３０２号

医療機関　　平成２２年９月７日

調剤薬局　　各位

レセプトコンピュータ業者

長崎市長　田上　富久

（公　印　省　略）

長崎市乳幼児福祉医療費「現物給付」取り扱いの一部変更について

関係機関の皆様におかれましては、本市乳幼児福祉医療費助成制度の運用にかかる御理解、御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、本年 10 月より諫早市及び佐世保市において、乳幼児福祉医療費の現物給付制度が導入されます。また、同じく 10 月より公立学校共済組合においても、組合員への現物給付での対応が可能となります。

以上のような動向をうけ、本市における乳幼児福祉医療費「現物給付」の取り扱いが一部変更いたしますので、次のとおりご対応くださいますようお願い申し上げます。

変更内容（平成２２年１０月１日診療から）

１　諫早市で乳幼児福祉医療費の現物給付が始まります。

諫早市の制度導入に伴い、長崎市内の医療機関において諫早市の福祉医療費現物給付受給者証(裏面参照)の提示があった場合、諫早市の公費負担者番号（80420045）を用いてレセプト請求を行っていただくこととなります。制度内容及びレセプト請求の方法は、本市と同じですので、「長崎市乳幼児福祉医療費「現物給付」取扱マニュアル」のうち、公費負担者番号を読み替えてお取り扱いください。

なお、月の途中で長崎～諫早間で転居があった場合、別紙１を参照のうえ医療費請求事務をお願いいたします。（佐世保市では、導入当初、市外での受診における現物給付は行いません。）

２　公立学校共済組合で乳幼児福祉医療費の現物給付が始まります。

公立学校共済組合に加入されている乳幼児福祉医療費の受給資格をお持ちの皆様には、9 月下旬に現物給付受給者証を交付いたしますので、平成 22 年 10 月 1 日以降の診療において、医療機関の窓口でご確認いただき、通常の現物給付受給者証と同様の取り扱いをお願いいたします。

（地方職員共済組合については引続き償還払いのみでの助成となります。）

―　お願い　―

医科及び歯科において、現在、月の途中で健康保険証が変更した場合は、それぞれの健康保険証ごと（レセプトごと）に自己負担額を徴収していただいておりますが、健康保険の変更があった場合にも、同月内の自己負担を引続き積算して管理できる場合は、通常の現物給付と同様、1,600 円を上限として自己負担額を徴収していただき、別紙２を参照のうえ、医療費請求事務を行ってください。（レセプトコンピュータの改修や入替えによる対応をお願いするものではなく、あくまでも現行システム上、対応可能であればお願いいたします。）

長崎市役所子育て支援課企画係　直通電話　０９５－８２９－１２７０

諫早市

福祉医療費　公費負担者番号 80420045
受給者証　受給者番号

支給対象者氏名　　性別
生年月日
住　所

見本

受給者氏名
有効期間　始期
　　終期

諫早市

長崎市

乳・幼 **福祉医療費受給者証**

公費負担者番号		8 0 4 2 0 0 1 1
受給者番号		
支給対象者	氏名	
	生年月日	年　月　日
	住所	見本
受給者	氏名	
	住所	支給対象者と同じ
有効期間		年　月　日から　年　月　日まで

※注意：現物給付による助成は、市長が定める医療機関でのみ適用されます。

平成　年　月　日

長崎市長　田上

医科 入院外

レセプト記載例（社保）

【例】　1日から15日までは、長崎市に在住していたが、16日から諫早市に引越しした場合

1日～15日の間に3日間受診し、16日～月末の間に2日間受診した。
1日～15日の間に受診した3日間（6,000点）のみ、長崎市福祉医療費受給者証を使用し、
16日～月末の間に受診した2日分（4,000点）については、一部負担金2割で徴収する。

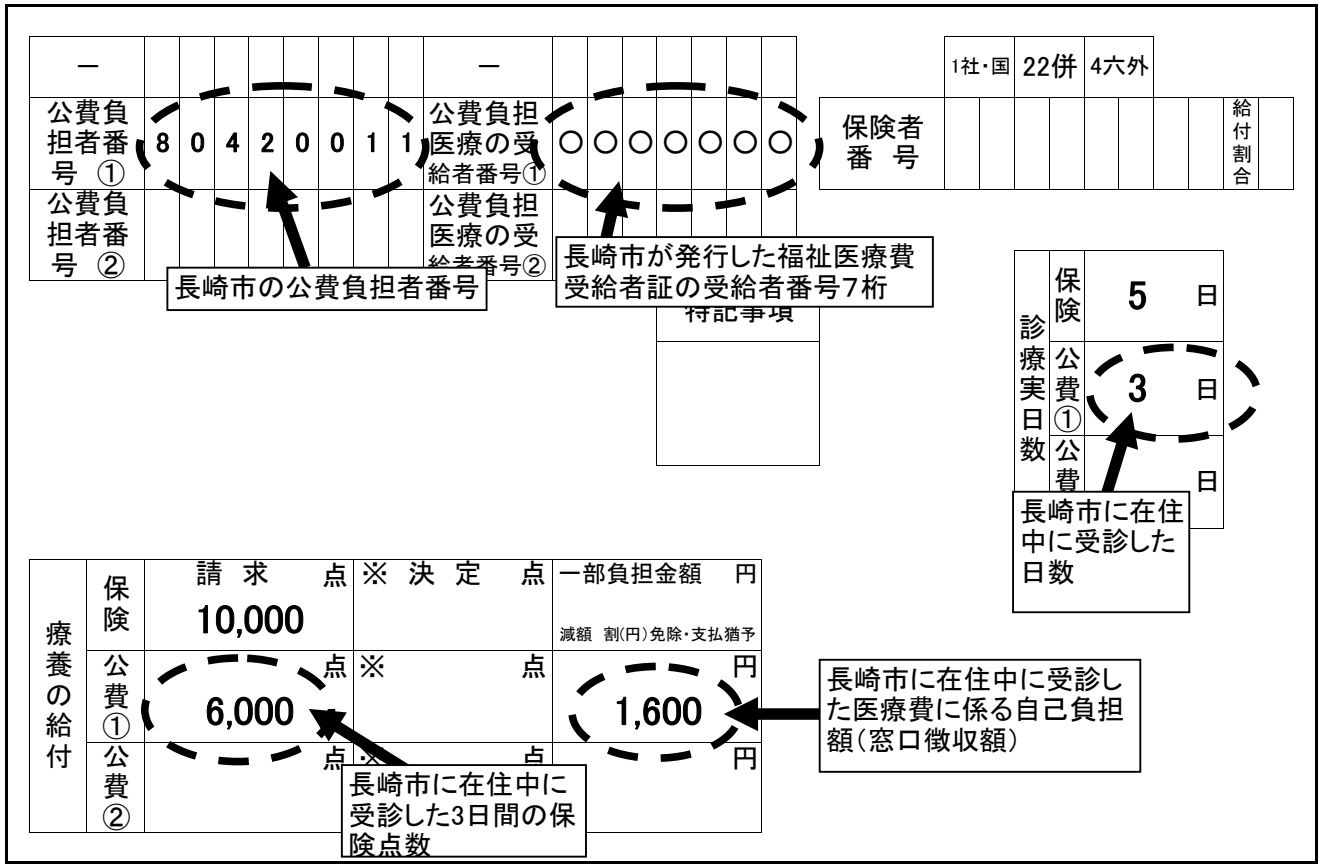

総点数		10，000点
総医療費		100，000円
保険給付（8割）		80，000円
一部負担金額（2割）		20，000円
（内訳）	長崎市在住中の医療費（6,000点）	12，000円
	諫早市在住中の医療費（4,000点）	8，000円

（自己負担額1,600円＋長崎市助成額10,400円）

←受給者が諫早市役所へ支給申請を行い、償還払いにて助成を受けることとなる。

医療機関の窓口では、長崎市に在住中の医療費のうちの自己負担額1，600円と諫早市在住中の医療費(2割分の一部負担金)8，000円の合計9，600円を徴収することとなります。

別紙 1

月の途中で、諫早市と長崎市間で住所が変更した場合の取扱について（医科・歯科）

諫早市と長崎市のそれぞれの公費負担者番号を使っての 3 者併用は、しない取扱いとします。そのため、社保の方は、次のとおりお取り扱いをお願いいたします。

【例】 1 日から 15 日までは、長崎市に在住していたが、16 日から諫早市に引越しした場合

(1) 1 日から 15 日までに受診し、16 日から月末までに受診しなかった場合

①長崎市の福祉医療費受給者証の確認ができた場合

一部負担金が、福祉医療費の自己負担額を超える場合は、長崎市の公費負担者番号80420011を使用し、2 者併用レセでの請求をお願いします。（福祉医療費の自己負担額を超えない場合は、単独レセとなります。）

②長崎市の福祉医療費受給者証の確認ができなかった場合

一部負担金 2 割を窓口にて徴収してください。（単独レセとなります。）

後日、受給者が、長崎市役所へ福祉医療費支給申請を行った場合、償還払いにて助成します。

(2) 1 日から 15 日までに受診し、16 日から月末までの間も受診した場合

①長崎市の福祉医療費受給者証の確認ができ、一部負担金が、福祉医療費の自己負担額を超えた場合

1 日から 15 日までの受診については、長崎市の公費負担者番号80420011を適用させ、2 者併用レセでの請求をお願いします。また、窓口では、福祉医療費の自己負担額を徴収してください。

なお、16 日から月末までに受診した医療費については、諫早市の福祉医療費受給者証の確認ができても、償還払いのみでの助成となりますので、一部負担金（2 割）を窓口にて徴収してください。

後日、受給者が、諫早市役所へ福祉医療費支給申請を行った場合、償還払いにて助成します。

※（レセプトは、保険者と長崎市の公費負担者番号80420011の 2 者併用レセとなります。）

②長崎市の福祉医療費受給者証の確認ができなかった場合、もしくは、福祉医療費受給者証の提示があっても、一部負担金が、福祉医療費の自己負担額を超えなかった場合

1 日から 15 日までの医療費については、一部負担金（2 割）を窓口にて徴収してください。後日、受給者が長崎市役所へ福祉医療費支給申請を行い、償還払いにて助成します。

16 日から月末までに受診した際に、諫早市の福祉医療費受給者証の確認ができ、その一部負担金が、福祉医療費の自己負担額を超える場合は、諫早市の公費負担者番号80420045を適用させ、2 者併用レセでの請求をお願いします。（福祉医療費の自己負担額を超えない場合は、単独レセとなります。）

⑶ 1 日から 15 日までには、受診せず、16 日から月末までの間に受診した場合。

①諫早市の福祉医療費受給者証が確認できた場合

一部負担金が、福祉医療費の自己負担額を超える場合は、諫早市の公費負担者番号80420045を適用させ、2 者併用レセでの請求をお願いします。また、窓口では、福祉医療費の自己負担額を徴収してください。

（福祉医療費の自己負担額を超えない場合は、単独レセとなります。）

②諫早市の福祉医療費受給者証が確認できなかった場合

一部負担金 2 割を窓口にて徴収してください。（単独レセとなります。）

後日、受給者が、諫早市役所へ福祉医療費支給申請を行った場合、償還払いにて助成します。

⑷ 長崎市及び諫早市の両方の受給者証の確認ができなかった場合

一部負担金（2 割）を窓口にて徴収してください。後日、受給者が、受診時に居住していた市役所へ福祉医療費支給申請を行った場合、それぞれ償還払いにて助成します。

補足1） 受診時に諫早市と長崎市のそれぞれの受給者証の提示があったとしても、先に確認した自治体の公費負担者番号を適用した場合は（2者併用レセ）、転居後の医療費については、当月分のみ償還払いでの助成となります。

受給者証の確認 （有＝○、無＝×）	社	保			国保
1日～15日（長崎市在住）	○	×	×	○	○
助成方法	現物給付	償還払い	償還払い	現物給付	現物給付
16日～月末（諫早市在住）	×	○	×	○	○
助成方法	償還払い	現物給付	償還払い	**※償還払い**	現物給付

補足2） 受診後に、月の途中で市外に住所が変更していたことが分かった場合は、諫早市役所、長崎市役所及び受給者で調整を行いますので、翌月以降の受診からは、新公費負担者番号及び新受給者番号に登録変更をお願いします。

補足3） 高額療養費に該当する場合は、長崎市役所と諫早市役所にて高額療養費限度額を日割り計算し医療費助成を行うため、入院中に月の途中で住所が長崎市と諫早市の間で転居した場合は、償還払いにて助成します。

別紙２

月の途中で健康保険証が変更し、自己負担額をレセプト毎ではなく、お子さん毎にひと月上限1，600円の徴収で計算ができる場合の記載例

8月15日までは、長崎市国民健康保険
8月16日からは、全国健康保険協会の場合

	健康保険	保険点数	一部負担金額(2割)	自己負担額	長崎市助成額
1日目(8月10日に受診)	国保	560点	1，120円	800円	320円
2日目(8月14日に受診)	国保	300点	600円	600円	0円
3日目(8月17日に受診)	協会けんぽ	400点	800円	200円	600円
合　計		1，260点	2，520円	1，600円	920円

1　国保のレセプト

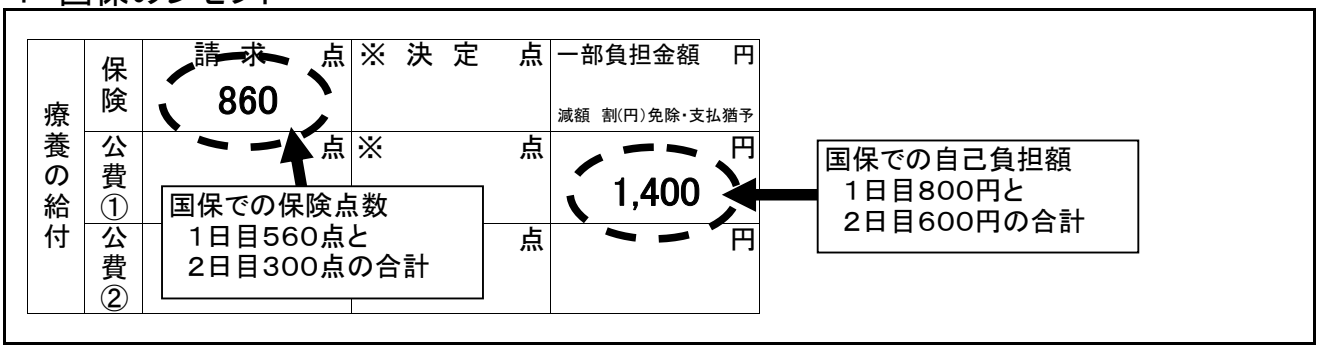
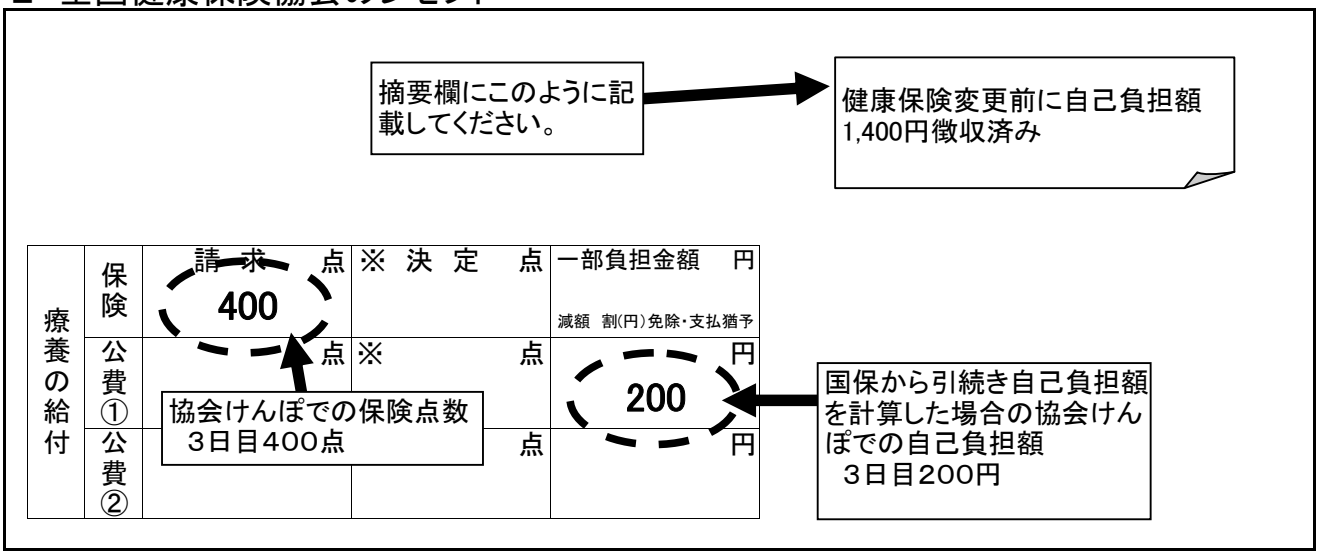
2　全国健康保険協会のレセプト